

## 令和6年第2回菊池広域連合議会定例会会議録

日 時 令和6年10月3日(木)

午 後 2 時 4 5 分

場 所 菊池広域連合議会議場

### 1. 議事日程(第1号)

- |        |        |   |
|--------|--------|---|
| 日程第 1  |        | 会議録署名議員の指名について                                  |
| 日程第 2  |        | 会期の決定について                                       |
| 日程第 3  |        | 一般質問  |
| 日程第 4  | 議案第13号 | 令和6年度菊池広域連合一般会計補正予算(第1号)について<br>上程・説明・質疑・討論・採決  |
| 日程第 5  | 認定第 1号 | 令和5年度菊池広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について<br>上程・説明・報告・質疑     |
| 日程第 6  | 認定第 2号 | 令和5年度菊池広域連合土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について<br>上程・説明・報告・質疑 |
| 日程第 7  | 報告第 2号 | 令和5年度菊池広域連合一般会計継続費精算報告書について<br>上程・説明・質疑         |
| 日程第 8  |        | 委員会付託   |
| 日程第 9  |        | 委員長報告<br>質疑・討論・採決                               |
| 日程第 10 |        | 委員会の閉会中の継続調査について                                |

### 2. 出席議員(23名)

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1 番 荒 木 崇 之  | 2 番 工 藤 圭一郎  |
| 3 番 泉 田 栄一朗  | 4 番 山 瀬 義 也  |
| 5 番 平 直 樹    | 6 番 水 上 隆 光  |
| 7 番 永 清 和 寛  | 8 番 坂 本 武 人  |
| 9 番 吉 永 健 司  | 10 番 青 山 隆 幸 |
| 11 番 後 藤 修 一 | 12 番 大 村 裕一郎 |

13番 三宮美香  
16番 坂本典光  
18番 中岡敏博  
20番 馬場功世  
22番 福島知雄  
24番 桐原則雄

14番 豊瀬和久  
17番 鬼塚洋  
19番 岩下和高  
21番 坂本秀則  
23番 澤田雄二

3. 欠席議員（1名）

15番 津田桂伸

4. 説明のため出席した者の職氏名（16名）

広域連合長 吉本孝寿  
副広域連合長 江頭実  
副広域連合長 荒木義行  
副広域連合長 金田英樹

事務局長 飯開輝久雄  
総務課長 緒方大祐  
福祉課長 清本建  
環境衛生課長 森淑晃  
環境施設課長 吉田伸二  
総務課総務係長 谷川友朗  
消防本部消防長 狩野俊隆  
消防本部総務課長 藤川哲郎  
消防本部警防課長 稲倉孝一  
消防本部予防課長 谷山優一  
消防本部警防課長 隈部尚樹  
消防本部通信指令課長 渡辺勤

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（6名）

書記長 飯開輝久雄  
書記 新永崇博  
書記 大久保正尚

書記 松原秀一  
書記 古田弘毅  
書記 灰瀬杏奈

開会 午後2時45分

-----○-----

- 議 長（桐原則雄） 皆さんご起立お願いします。こんにちは。ご着席ください。  
ただいまから、令和6年第2回菊池広域連合議会定例会を開会します。  
なお、15番、津田桂伸議員から欠席の申し出がっておりますのでご報告申し上げます。  
早速、お手元に配付しております議事日程に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議 長（桐原則雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、菊池広域連合議会会議規則第116条の規定により、1番、荒木崇之議員、13番、三宮美香議員を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定について

- 議 長（桐原則雄） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。  
本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日の1日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

- 議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日1日間と決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 一般質問

- 議 長（桐原則雄） 次に、日程第3、一般質問を行います。一般質問の通告がっておりますので、これより質問を許します。  
なお、申し合わせにより、一般質問は一人一件につき3回または60分以内の質疑応答でありますので、ご承知願います。

平直樹議員。

- 5番（平直樹議員） 皆さん、こんにちは。菊池市議会の平直樹です。通告に従いまして一般質問を行います。菊池広域連合消防本部の職場環境についてお尋ねをいたします。  
この質問の目的は、子どもが働きやすい、目指してほしい職場であってほしいと願うからであります。

菊池市では、先だって消防団員の減少に伴って定員削減の条例改正を行っております。これは何も菊池市のみならず、日本全国人口減少、少子高齢化に伴う減少であると認識しております。どんな業界においても人手不足の声を聞かない日はないといっても過言ではないと思います。それに伴い、菊池市内でも外国人労働者の数が増えてまいりました。実際に町で多くの外国人と思われる方を目にします。これは他自治体でも同じことではないでしょうか。

そんな中、私は疑問に思いました。消防団員が減少しているということは、消防署員の皆さんはどうなんだろうかという不安ですね。そこからこの質問をつくっております。

語弊を恐れずはっきり申しますと、この先どんな少子高齢化と人口減少が進んでも最後まで警察と自衛隊と消防は日本国籍の方で組織をしてほしいと私個人的には考えております。我々のような仕事もそうかと思えます。

その点で、菊池広域連合消防本部を若者に目指し続けてほしい職場として捉えたときには、どうしても2020年4月に起こってしまった痛ましい事案から目を背けることはできません。ただ、私はあの事案があり、その後、パワハラ認定、公務災害認定され、現在、係争中である内容に触れたいわけではありません。ただ、あの事案以降、どのように前進してきたのかをお聞きしたいと考えています。

余談も余談ですが、私が調べた中で、第一生命調べによる大人になったらなりたいたいものというランキングで、2020年度小学生男子部門第7位に消防士とありました。

今の余談でありますけども、その中に市長さんとか市議会議員というのはありませんでした。これは我々が努力していくべきだと思いますが、さて、消防士を目指してもらいたいと思っておりますが、同様の質問を昨年10月に鬼塚議員がされていますが、私は今回、もっと総合的な質問をさせていただきたいと思っております。

それではお尋ねをいたします。

令和5年度、今年度、目安箱や外部相談等すべての窓口にはラスメントに対する意見は何件寄せられていますか。

また、あった場合、どのような対応を取られていますか。

○議長（桐原則雄） 狩野消防長。

○消防長（狩野俊隆） それでは、ご質問にお答えいたします。

まずはじめに、相談窓口の体制についてご説明をいたします。

消防本部では、ラスメントの相談窓口といたしまして、内部相談窓口と外部相談窓口、そして、職員が自由に投函できるラスメント目安箱を設けています。

内部相談窓口は、消防本部総務課に男女それぞれ1名の相談員を配置しております。

す。

外部相談窓口につきましては、国と県の相談窓口とあわせ、広域連合が委託契約しました専門相談員を配置しております。

最後に、ハラスメント目安箱につきましては、消防本部と各消防署の計5カ所に設置しております。

このような体制の中、ご質問の令和5年度と令和6年度の相談件数についてでございますが、令和5年度が3件、令和6年度が昨日の時点で同じく3件でございます。

相談のすべては、ハラスメント目安箱への投函でございました。

以上でございます。

2つ目の質問、相談を受けた場合の対応についてのご質問にお答えをいたします。

消防本部では、厚生労働省の通報・相談対応のフローチャートを参考にいたしまして、独自のフローチャートを作成し、このフローチャートに沿って対応しているところでございます。

原則、相談・通報があった場合の対応といたしまして、通報者・相談者の同意を得た上で、通報者等の保護に細心の注意を払いながら、事実確認の調査を実施しているところでございます。

この事実確認の調査につきましては、担当者が面談による聞き取り調査を実施いたしまして、ハラスメントの疑いがない場合は、人事異動への配慮や当事者間の関係改善への援助など、時期を失することなく対応することで早期解決に繋がっているところでございます。

令和5年度と6年度においては、事例はございませんでしたけれども、調査の結果、ハラスメントの疑いがある場合は、ハラスメント調査委員会を設置し、さらに調査を進めることとなっております。

その結果、懲戒に該当することとなれば、懲戒規定に基づく懲戒調査委員会で判断されることとなっております。

相談・通報の中には、情報が不足しており、当事者への面談による事実確認の調査等が困難な場合もございます。その場合は、全職員へのアンケート調査を臨時的に実施し、より詳細な情報を集め、対応した事例もございました。

このように、相談の内容に応じて多くの対応をとっているところでございます。

最近の傾向として、ハラスメント目安箱につきましては、令和3年度と令和4年度の設置当初は、匿名でも投函できることから個人攻撃や誹謗中傷に繋がるような内容のものも存在しましたが、今では、ハラスメント目安箱の趣旨について職員の理解が深まり、ハラスメントの早期発見、予防につながるような有用な情報

を得ることができるようになってきたと実感しているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 平直樹議員。

○5番（平 直樹議員） はい、ありがとうございました。

令和5年、令和6年に3件ずつあったということで、フローチャートをつくった上で事実確認等をされているといった旨のご答弁だったかと思えます。

少し重複するかもしれませんが、事案のあった2020年以降ですね、それ以降、もう少し具体的にどのようなハラスメントに対する職場環境の改善が行われたかどうかを、どんなハラスメントがあったかということではなくて、それ以降にあったとすればどのように、具体的に職場環境を改善したかというのをお知らせください。

○議長（桐原則雄） 吉本連合長。

○広域連合長（吉本孝寿） それでは、平議員の質問にお答えをいたします。

職場環境の改善について、何がどのように改善したのかの質問にお答えをします。職員間のハラスメントに関する意識は高まり、少しずつではございますが、撲滅に向かっていると消防長から報告を受けたところでございます。

具体的には、年に1回のハラスメントアンケート調査の無記入率が全体の15%あったものが、今年2月に実施をいたしましたハラスメントアンケート調査では2%まで減少をしたところでございます。

風通しの良い職場を目指し、組織上の係とは別に係を超えた横のつながりをもつために、グループ制を導入をしまして、係の連携はもとより、意見を述べやすく、相談しやすい環境へと変化をしていくことだというふうに思います。

また、パワーハラスメントの一因でもございます言葉遣いにつきましても、これまで研修等を重ねてきた結果、消防署におきましては訓練中も含め、丁寧になったことだというところでございます。

しかしながら、消防本部のハラスメント撲滅に向けました具体的な取り組みは、まだ始まったばかりだと認識をしているところでもございます。

今後におきましても、ハラスメントの被害者を作らない視点、そして加害者を作らない視点、組織にとりまして必要であるという視点、この3つの視点を基礎といたしまして、今、行っている取り組みを継続・推進しまして、引き続きハラスメントの撲滅を目指し、職員一人一人が働きやすく、能力が発揮できる精力な組織の構築に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 平直樹議員。

○5番（平 直樹議員） はい、ご答弁ありがとうございました。

アンケート結果が15%から2%になったというところが象徴的に私は聞き取ったんですけれども、消防に関しては、ほかのところとちょっと我々と違うところは、命の危険に際するような職業だからこそ、指揮系統というのはしっかりしておかなければならないし、その上官、先輩の言うことは、現場に行ったらしっかり聞かないとその人の命を守ることに繋がらないんじゃないかなっていうのが前提であるので、それがハラスメントにつながりやすいというのをもともとあるというのも承知しております。ただ、その切り替えが大変なんだろうなというふうに考えておりますが、一般論で言いますと、ハラスメントを行う方、ハラスメント行為者というのは、その多くが無自覚であるというデータもあります。つまり、自分たちだけでは分からないということですね。この方がハラスメントとは思っていない行為が受け手にしてみたらハラスメントになると。それが組織とみた場合に、それが当たり前というふうな環境であるところから脱却をすることが今消防の皆さんが取り組んでいらっしゃると思うんです。

ちなみに、上司から部下に対して「職場環境がよくなったよね」というふうに聞きゃ、それは誰だって「はい、そうです」としか言えません。それは外部に求めないと、先輩が後輩にそう言えば、「うん」としか言えない状況だと思います。

その上でお尋ねしますが、実際に職場環境が改善されたと、今連合長、おっしゃられましたけど、その評価をする根拠は何でしょうか。

そして、また、改めて連合長、現在、この菊池広域連合の消防でも胸を張ってですね、若者に将来なりたい職業であるといえる職場環境でしょうか。

○議長（桐原則雄） 狩野消防長。

○消防長（狩野俊隆） ご質問にお答えいたします。

まず、根拠につきましてはですね、毎年、1回ですね、ハラスメントアンケート調査で数字的にも良くなっているということが見受けられてますけど、連合長が話しておりました。

6年度以降、若い方がですね、良くなったと言えるように、まだまだ声は届いておりませんが、そのように言えるような職場をですね、今日より明日、一つずつ、少しずつでもですね、そういうふうによくなるようにやっていきたいというふうに思っております。

また、今後も消防、若い方が、特に高校生、中学生、学生がですね、消防士になりたい、そういうふうに見えるようなですね、健全な明るく、たくましい消防を目指していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 吉本連合長。

○広域連合長（吉本孝寿） それでは、平議員の質問にお答えいたします。

連合長としてということでございますけども、やはり私たちの年代というと非常に皆様、イメージができる年代でございます。当時はパワハラなんて言葉はなかったというふうに思います。ただ、平議員がおっしゃったように、やはりそういった常識、私どもの常識、そういった常識を今の方々の常識にしっかりと合わせる必要があるというふうには思っています。こちら広域連合に限らず、やはりそれは日本全体の組織の中、また、世界全体の組織の中でそういった形に進んでいかなければならないというふうには思っています。非常にデリケートで難しい、やはり、平議員がおっしゃったように、対相手がいらっしゃいますので、やはり質問の仕方によっては誘導してしまうような質問も出てこようかというふうには思います。それはやはり私は、まずは対話だと思います。ここでしっかりと信頼関係を築いて、そして、また対話の中で注意するときはやっていくというのが非常に理想とする組織かなというふうに思いますので、ただ、しかしながら、消防という仕事だけで考えてみますと、やはり人の命を守らなければいけない。同時に、自分の命も守らなければいけない。そういったことを考えますと、やはり少しだけ口が荒くなってしまうかもわかりませんが、ただそれはやはり対話の中でしっかりと信頼関係が生まれてこようかというふうに思います。

私も消防団に入ってまして、やはり昔はすごくきつく指導されました。なぜかという、先ほどお話をさせていただいたように、人の命を守らなければいけないということだというふうに私も指導を受けてきましたので、そういったところは、やはり若い方にも、そして、またこれから入ってくる方々、私たちも一緒に常識を新たに作っていく必要があるというふうに思っております。

やはりこの地域を守る、そして、この国を守る、安心・安全な地域を守るということに関しまして、やはりこの消防という仕事が非常に要になってこようかというふうに思いますので、平議員がおっしゃられたように、やはり子どもたちが、若い方々がこの職場に入って地域を守るんだ、日本を守るんだという思いになれるよう職場改善をしていくことが必要だというふうに思います。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄） 平直樹議員。

○5番（平 直樹議員） ぜひですね、外部から見て職場が良くなったというような評価を得られるような状況を作っていただければというふうに最後に申し上げて、期待しておりますので頑張ってください。

終わります。

○議 長（桐原則雄） これで、平直樹議員の一般質問を終わります。



以上で、通告されました一般質問は終了しました。

-----○-----

**日程第4 議案第13号 令和6年度菊池広域連合一般会計補正予算（第1号）について**

○議長（桐原則雄） 次に、日程第4、議案第13号、令和6年度菊池広域連合一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。吉本広域連合長。

○広域連合長（吉本孝寿） 本日、令和6年第2回菊池広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともに大変ご多用の中にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、本連合の運営につきましては、日頃から格別のご理解・ご協力を賜り、改めまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、議案第13号、令和6年度菊池広域連合一般会計補正予算（第1号）についてをご説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお開きください。

まず、第1条におきまして、歳入歳出ともに2,328万5,000円を追加をし、補正後の予算総額をそれぞれ49億2,172万1,000円とするものでございます。

第2条の地方債の変更につきましては、8ページをお開きください。第2表地方債補正によるものとしております。

12ページをお開きください。

歳入の補正につきましては、児童手当制度改正や業務執行実績に伴う増額で、財政調整基金繰入金を管理費等分として42万5,000円増額、ごみ処理費分といたしまして6万円の増額となっております。

また、高規格救急自動車購入費をご寄附いただきましたので、連合債1,020万円の減額、寄附金3,300万円の増額となっております。

13ページをお開きください。

歳出の補正につきましては、一般管理費、職員手当等12万円の増額は、児童手当制度改正に伴うものでございます。需用費29万1,000円は、事務局プリンターの更新に伴うプリンタートナー分の増額です。使用料及び賃借料1万4,000円の増額は、当連合事務局で使用しておりますグループウェアソフトサイボウズの料金改定に伴うものでございます。清掃総務費、職員手当等6万円の増額は、児童手当制度改正に伴うものでございます。常備消防費、職員手当等362万円の増額は、児童手当制度改正に伴うものです。需用費10万7,000円は、高規格救

急自動車購入費寄附に伴います寄附関係者名などの印字ステッカー代等といたしましての増額、使用料及び賃借料8万7,000円の増額は、消防本部で使用しておりますグループウェアソフトサイボウズの料金改定に伴うものでございます。消防施設費、備品購入費560万2,000円の減額は、高規格救急自動車の車両購入実績による減額でございます。

なお、予備費2,459万8,000円の増額は、歳入歳出の合計額を予備費に充て、予備費にて調整をするものでございます。

以上、議案第13号、令和6年度菊池広域連合一般会計補正予算（第1号）についての説明といたします。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 認定第1号 令和5年度菊池広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第2号 令和5年度菊池広域連合土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（桐原則雄） 次に、日程第5、認定第1号、令和5年度菊池広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について及び日程第6、認定第2号、令和5年度菊池広域連合土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題とします。

提出者の説明を求めます。吉本広域連合長。

○広域連合長（吉本孝寿） 認定第1号及び認定第2号、令和5年度菊池広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について及び令和5年度菊池広域連合土地取得特別会計歳

入歳出決算の認定についてをご説明をいたします。

19ページをお開きください。

令和5年度菊池広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について。

109ページをお開きください。

令和5年度菊池広域連合土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について。

それぞれ地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の審査に付した決算を監査委員の決算審査意見書をつけて議会の認定に付し、同法第96条第1項第3号の規定により、議会の認定を求めるものでございます。

歳入歳出の決算内容につきましては、事務局長が説明をいたしますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（桐原則雄） これより、事務局長より説明を求めます。

飯開事務局長。

○事務局長（飯開輝久雄） それでは、認定第1号、令和5年度菊池広域連合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして及び認定第2号、令和5年度菊池広域連合土地取得特別会計歳入歳出決算につきまして、一括でご説明を申し上げます。

議案書の左側に記載しております23ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、款項の区分の収入済額についてご説明させていただきます。申し上げます金額は、表の中央の収入済額の欄になります。

款1分担金及び負担金は、収入済額が33億4,071万5,000円で、項2負担金は、連合を構成する2市2町からの負担金となります。

款2使用料及び手数料は2億6,499万1,738円で、項1使用料は、菊池、大津の2カ所の火葬場使用料が主なものとなります。また、項2手数料は、ごみ処分などの手数料が主なものとなります。

款4県支出金は603万2,030円で、項1県負担金は、熊本県消防学校派遣職員に係る県負担金が主なものとなります。

款5財産収入は354万3,156円で、項1財産運用収入は、財政調整基金利子等、項2財産売払収入は、消防本部で使用しておりました車両を売払ったことによる収入となります。

款6繰入金は2億165万4,000円で、項1基金繰入金は、財政調整基金からの繰入金となります。

款7繰越金、項1繰越金は2億7,397万4,878円で、前年度決算に伴う繰越金となります。

款8諸収入は3億54万8,369円で、項1預金利子は普通預金利子となります。また、項2雑入は、売電収入、鉄くず売払収入、阿蘇熊本空港助成金などが主

なものになります。

24ページをお願いいたします。

款9連合債、項1連合債は4億5,790万円で、泉ヶ丘消防署建て替え工事に係る消防設備整備事業債や消防施設に係る緊急防災・減災事業債の借り入れを行っております。

以上、収入済額は48億4,935万9,171円となっております。

なお、不能欠損額並びに収入済額はございませんでした。

25ページをお願いいたします。

歳出になります。

歳出も款項の区分の支出済額についてご説明させていただきます。申し上げます金額は、表の中央列の支出済額の覧になります。

款1議会費、項1議会費は、支出済額559万7,326円で、連合議会の運営経費、議員報酬、視察研修、予備費等を支出しております。

款2総務費は8,764万567円で、項1総務管理費では、連合雇用職員人件費、それに総務課関係業務経費を支出しております。続いて、項2選挙費では、選挙管理委員の報酬等、続いて、項3監査委員費では、監査委員の報酬等を支出しております。

款3民生費6,412万6,852円で、項1社会福祉費では、介護認定審査会と障がい者総合支援審査会の委員報酬や人件費、負担金等を支出しております。

款4衛生費は15億7,284万3,024円で、項1保健衛生費では、菊池火葬場、大津火葬場の管理運営費を支出しております。また、項2清掃費では、人件費や負担金、クリーンセンター花房、クリーンの森合志等の管理運営費を支出しております。

款5消防費、項1消防費は22億8,897万9,348円で、管内住民の生命、身体、財産を守るため、消防本部と4消防署の体制で火災の防禦並びに救急救助活動の消防業務経費を支出しています。

款6公債費、項1公債費は6億2,703万9,254円で、起債の元金と利子の償還金を支出しております。

款7予備費、項1予備費ですが、支出はございません。

26ページをお願いいたします。

以上、支出済額は46億4,622万6,371円となっております。令和5年度の決算としまして、歳入総額48億4,935万9,171円、歳出総額46億4,622万6,371円で、歳入歳出差引残額が2億313万2,800円となっております。このうち1億8,113万2,800円を財政調整基金に繰り入れます。

続きまして、113ページをお願いいたします。

令和5年度菊池広域連合土地取得特別会計歳入歳出決算書の関係ですが、款項の区分の収入済額についてご説明をさせていただきます。

款2繰入金、項1一般会計繰入金、収入済額が43万7,263円で一般会計からの繰入金になります。

款4連合債、項1連合債は、土地購入費、令和6年度に繰越し、連合債も令和7年度となりますので、収入済額はゼロとなっております。

114ページをお願いいたします。

歳出につきましては、こちらも款項の区分の支出済額についてご説明させていただきます。

款1諸支出金、項1財産取得費、支出済額が33万7,263円で、用地交渉に係る職員の時間外手当及び不動産鑑定業務委託料になっております。令和5年度の決算としまして、歳入総額43万7,263円、歳出総額33万7,263円で歳入歳出差引残高が10万円となっております、繰入金はございません。

なお、歳入歳出の詳細な内容につきましては、付託予定でございます各常任委員会での審議の際、各担当からご説明をさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） これから一般会計及び土地取得特別会計の決算審査の結果について、監査委員から報告を求めます。

宮川貞雄代表監査委員。

○代表監査委員（宮川貞雄） 代表監査委員の宮川でございます。よろしく申し上げます。

それでは、令和5年度菊池広域連合一般会計並びに土地取得特別会計の歳入歳出決算審査についての意見を申し上げます。

令和5年度の一般会計及び土地取得特別会計の歳入歳出決算審査を8月26日に広域連合事務局において泉田監査委員とともに実施いたしました。

詳細につきましては51ページからの決算審査意見書に記載しておるとおりでございます。

それでは、決算審査の結果でございますが、令和5年度菊池広域連合一般会計並びに土地取得特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、及び財産に関する調書は、地方自治法、同法施行令、施行規則に定められた規定どおり作成されておりました。

また、予算の執行については、収入証書、支出証書、預金通帳等について照査し、その内容を審査しましたが、計上計算は正確であることを確認いたしました。

令和5年度歳出予算は、歳入予算と収支均衡を保ちながら策定されており、各事業の推進、執行状況を審査した結果、それぞれの事務事業はその目的に沿って効果的かつ効率的に行われ、令和5年度の当初計画は達成されていると認められました。

ただし、事業によっては、不用額が出ているところもありましたので、事業の運営にあたっては、契約の仕方、内容などを十分に精査し、予算編成にあたっては、極力、適正な予算計上がなされるよう指導いたしました。

また、予算執行事務や財産管理については、例月出納検査において確認しておりますが、適法かつ適正であることを認めました。

特に、菊池環境保全組合との組織統合が行われ1年が経過いたしました。菊池環境保全組合の事業を承継し、取扱う予算も大きくなりました。それと同時に、連合が行う事業にごみ処理事業が加わり、当地域における住民生活の基盤を支える業務の重要度も大きくなりました。

また、管内に誘致されました巨大企業を核として、半導体関連企業の集積がさらに加速しております。それに伴い、新たな問題も出現し始めております。外国人を含めた労働者の増加による人口増もその一端ではなかろうかと思えます。さらに、関連企業の集積が進むことによる工場建設はもとより、高層建築物の建設も着実に進んでいます。このような地域情勢の激変について、構成市町並びに関係機関との連携を密にし、時期を失することなく、確実に事務を進めてもらいたいと思えます。

最後に、地域環境の変化や社会の活性化における人々の生活環境の変化を見誤ることなく、そして、19万人を超える住民の負託に応える事務事業の推進こそ、菊池広域連合に与えられた使命であることを再認識し、健全な財政運営に努められることを切望して、決算審査の意見といたします。

○議長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

-----○-----

#### 日程第7 報告第2号 令和5年度菊池広域連合一般会計継続費精算報告書について

○議長（桐原則雄） 次に、日程第7、報告第2号、令和5年度菊池広域連合一般会計継続費精算報告書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。吉本広域連合長。

○広域連合長（吉本孝寿） 報告第2号、令和5年度菊池広域連合一般会計継続費精算報告書についてをご説明をいたします。

議案書の125ページをお開きください。

内容は、継続費の設定をしておりました泉ヶ丘消防署整備事業が令和5年度で終

了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費の精査報告をするものでございます。

以上、報告第2号の令和5年度菊池広域連合一般会計継続費精算報告書についての説明といたします。

○議長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

-----○-----

#### 日程第8 委員会付託

○議長（桐原則雄） これから日程第8、委員会付託を行います。

ただいま議題となっております、認定第1号及び認定第2号は、それぞれの所管委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号及び認定第2号は、それぞれ所管委員会に付託することに決定しました。

ここで各委員会を開催し、認定第1号及び第2号の審議のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時22分

再開 午後4時53分

-----○-----

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

会議の延長をお諮りしたいと思います。

議員の皆様にお諮りします。

菊池広域連合議会会議規則第9条に基づき、5時までとなっております会議時間を延長してよろしいか、お諮りします。

本会議の延長にご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。延長させていただきます。

では、暫く休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後4時54分

再開 午後5時08分

-----○-----  
○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----  
**日程第9 委員長報告**

○議 長（桐原則雄） 次に、日程第9、委員長報告を行います。

各委員会に付託審議をお願いいたしました認定第1号及び認定第2号の審議の経過及び結果について、各委員長から報告を求めます。

順序は、総務厚生常任委員会、環境常任委員会、消防常任委員会の順といたします。

まず、はじめに、総務厚生常任委員長三宮美香議員。

○総務厚生常任委員長（三宮美香議員） 総務厚生常任委員会の報告をいたします。

令和6年第2回菊池広域連合議会定例会で、総務厚生常任委員会に付託されました認定第1号、令和5年度菊池広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についての所管分並びに、認定第2号、令和5年度菊池広域連合土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

主な質疑としましては、「顧問弁護士委託の件数と内容は」との質疑がありました。

こちらに対する執行部の答弁として、「件数は月1回程度で、内容は情報開示関係に関するものが主なものである。」とのことでした。

次に、「菊池火葬場の工事費がかさんでいるが、今後の火葬場の建て替え等の計画はどのように考えているか」との質疑がありました。

こちらに対する執行部の答弁として、「菊池火葬場は開始から36年目、大津火葬場は39年目を迎えており、50年を目途に建て替えを検討している。計画から竣工まで時間を要することから、余裕をもって取り組む予定である。」とのことでした。

以上、本委員会は審査の結果、全員一致で本委員会所管分について認定すべきものと決定しましたので報告いたします。

議員各位におかれましては、委員会決定のとおり、ご賛同いただきますようお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 総務厚生常任委員長の報告を終わります。

次に、環境常任委員長荒木崇之議員。

○環境常任委員長（荒木崇之議員） 環境常任委員会の報告をいたします。

報告をいたします前に、表現の都合上、本報告と異なる部分があるかと思ます



けどもご了承いただきたいと思います。

令和6年第2回菊池広域連合議会定例会で環境常任委員会に付託されました認定第1号、令和5年度菊池広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についての所管分について、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

主な質疑としましては、「クリーンの森合志調整池の陥没」についての質疑であります。

こちらに対する執行部の答弁として、「陥没については、コンサルや施工業者等にも確認していますが、明確な原因はわかっておらず、その要因については、地下に大きな水の道があり、大雨の後に上の土を流してしまう。」とのことでした。現在のところ最善な方法として埋め戻しを行っております。

次に、「ごみの搬入量、処理費、1世帯当たりの負担料金」について比較を行いました。搬入量は令和4年度が4万8,144トン、令和5年度が4万6,521トンで減少傾向にあります。人口が増加しているのに搬入量が減少している要因は、コロナ感染後の生活の変化、経済的な影響、消費物価の上昇による買い控えなどが影響しているとのことであり、次に、処理費については、令和4年度が9億5,881万円で令和5年度が9億7,399万円とのこと、約1,500万円の上昇分については、物価変動が主な理由とのことであり、それに伴う、1世帯当たりの負担料金は令和4年度が1万3,458円で令和5年度が1万4,244円とのことでした。

委員会として、次年度の決算委員会審議では、事業ごとの執行状況が分かる資料と処理量などの経年比較ができる資料のフォーマット、ひな形を作成するよう要望いたしました。

以上、本委員会は審査の結果、全会一致で本委員会所管分について認定すべきものと決しましたので報告いたします。

議員各位におかれましては、委員会決定のとおり、ご賛同賜りますようお願いいたします。環境常任委員長報告といたします。

○議長（桐原則雄） 環境常任委員長の報告を終わります。

次に、消防常任委員長永清和寛議員。

○消防常任委員長（永清和寛議員） 消防常任委員会の報告をいたします。

令和6年第2回菊池広域連合議会定例会で消防常任委員会に付託されました認定第1号、令和5年度菊池広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についての所管分について、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

主な質疑といたしましては、「エアーテントの更新について、2基を廃棄し1台の購入で1基減となっていること。」について質疑がありました。

こちらに対する執行部の答弁として、「最新式のエアーテントであり問題はない。」とのことでした。

次に、「バイクをすべて処分しているが、体制に影響はないのか。」と質疑がありました。

こちらに対する執行部の答弁として、「現状の出場計画ではバイクは必要ありません。」とのことでした。

その他、「廃棄物品の売払い金について、雑入として処理しているが、物品を売払った収入は、次に導入する備品等の資金とするため基金で受け入れたらどうか。」との意見が出されました。

こちらに対しては、今後事務局と協議し検討することとなりました。

以上、本委員会は審査の結果、全員一致で本委員会所管分について認定可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

議員各位におかれましては、委員会の決定どおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄） 消防常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

平直樹議員。

○5番（平直樹議員） すみません、総務厚生常任委員長に質疑をしたいと思うんですけど、認定第2号なんですけど、議案集116ページの歳出の諸支出金の委託料の件について、これについての説明や質疑はありましたか。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員、どうぞ。

○総務厚生常任委員長（三宮美香議員） もう一度言ってもらえませんか。

○議長（桐原則雄） 平直樹議員。

○5番（平直樹議員） 認定第2号です。認定第2号は、この、どの委員会の委員長報告もないのであれですけど、116ページ、歳出、款1諸支出金の節12委託料の件について何か説明や質疑はありましたか。

○議長（桐原則雄） 三宮議員、どうぞ。

○総務厚生常任委員長（三宮美香議員） 委託料についての説明はありましたが質疑は特に。

○5番（平直樹議員） 分かりました。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑はありますか。

[「ありません」の声あり]

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第1号及び認定第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（桐原則雄） 全員起立です。

したがって、認定第1号及び認定第2号は認定することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第10 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（桐原則雄） 次に、日程第10、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長、各常任委員長及び特別委員会委員長から所管事務調査事項についてお手元に配付しております閉会中の継続調査申出一覧表のとおり申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、各常任委員長及び特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長、各常任委員長及び特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

最後にお諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、菊池広域連合議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

お諮りしたとおりに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

令和6年第2回菊池広域連合議会定例会を閉会します。

全員、起立をお願いします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後5時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池広域連合議会議長 桐 原 則 雄

署 名 議 員 荒 木 崇 之

署 名 議 員 三 宮 美 香